

子育て世帯・新婚世帯・パートナーシップ宣誓をしたカップルが

団地に住むと

最大30万円補助

※婚姻又はパートナーシップ宣誓をした際の双方の年齢が29歳以下の場合には最大60万円

令和6年度 団地住替え支援事業

千葉市では、子育て世帯・新婚世帯・パートナーシップ宣誓をしたカップルが高経年住宅団地*1へ転居した場合に、住居費、引越費用、リフォーム費用を補助します。

*1:高経年住宅団地については、裏面をご確認ください。

補助対象費用 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに支払った費用

住居費

中古住宅の購入費用、
賃貸住宅の賃料、敷金、
礼金、共益費、
仲介手数料

申請受付期間

引越費用

引越業者又は運送業者
へ支払った費用

リフォーム費用

住宅の修繕、増築、
改築、設備更新等の工事
で工事業者へ支払った
費用

令和6年6月3日(月)～令和7年3月31日(月)※必着

子育て世帯

補助対象

小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯

主な要件

高経年住宅団地外から市内の高経年住宅団地内への転居日が令和6年3月1日～令和7年3月31日であること

新婚世帯

補助対象

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻した夫婦

主な要件

- ①婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下
- ②夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に高経年住宅団地外から市内の高経年住宅団地内へ転居していること

パートナーシップ宣誓をしたカップル

補助対象

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間にパートナーシップ宣誓をしたカップル

主な要件

- ①パートナーシップ宣誓時に、カップル双方の年齢が39歳以下
- ②カップルの双方又はいずれかが、パートナーシップ宣誓を機に高経年住宅団地以外から高経年住宅団地へ転居していること

団地住替え支援事業 ホームページ

※その他の要件については住宅政策課ホームページをご確認ください。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

※子育て世帯・新婚世帯・パートナーシップ宣誓をしたカップルの重複申請はできません。

<https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/danchisumikaeshien.html>



〈問い合わせ先〉 千葉市 都市局建築部 住宅政策課

☎ 043-245-5809(子育て世帯)

☎ 043-245-5849(新婚世帯、パートナーシップ)

✉ jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

高経年住宅団地 一覧

(「〇〇の一部」と記載されている町丁目に転入をお考えの方は、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせください。)

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
花見川区	横戸台団地	横戸台
	こてはし台団地	こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目
	花見川団地	花見川
にれの木台団地	朝日ヶ丘2丁目	
西小中台団地	西小中台	
さつきが丘団地	さつきが丘1丁目の一部 さつきが丘2丁目	
稲毛区	柏台地区	柏台
	千草台団地	千草台1丁目
		千草台2丁目
あやめ台団地	あやめ台	
若葉区	都賀の台団地	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
	北大宮台団地	北大宮台の一部
	若松台団地	若松台1丁目の一部
		若松台2丁目の一部
		若松台3丁目の一部
	大宮台団地	大宮台1丁目
		大宮台2丁目
		大宮台3丁目
		大宮台4丁目
		大宮台5丁目
		大宮台6丁目
		大宮台7丁目の一部
	千城台団地	千城台東1丁目
		千城台東2丁目
		千城台東3丁目
		千城台東4丁目の一部
		千城台西1丁目
		千城台西2丁目
		千城台西3丁目の一部
		千城台南1丁目
		千城台南2丁目
		千城台南3丁目の一部
		千城台南4丁目の一部
		千城台北1丁目の一部
		千城台北2丁目
		千城台北3丁目
	千城台北4丁目	
	小倉台団地	小倉台1丁目の一部
		小倉台2丁目の一部
		小倉台3丁目
		小倉台4丁目
		小倉台5丁目
		小倉台6丁目の一部
		小倉台7丁目
	みつわ台団地	みつわ台1丁目の一部
		みつわ台2丁目
		みつわ台3丁目
		みつわ台4丁目
		みつわ台5丁目

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
	大椎台団地	大椎町の一部
	越智はなみずき台団地	越智町の一部
美浜区	海浜ニュータウン(高洲)	高洲1丁目
		高洲2丁目
		高洲3丁目
		高洲4丁目
	海浜ニュータウン(高浜)	高浜1丁目
		高浜3丁目
		高浜4丁目
		高浜5丁目 高浜6丁目
	海浜ニュータウン(真砂)	真砂1丁目
		真砂2丁目
		真砂3丁目
		真砂4丁目 真砂5丁目
海浜ニュータウン(磯辺)	磯辺1丁目	
	磯辺2丁目	
	磯辺3丁目	
	磯辺4丁目	
	磯辺5丁目	
	磯辺6丁目	
	磯辺7丁目	
	磯辺8丁目	
幸町団地	幸町2丁目	
幸町東地区	幸町1丁目5	
	幸町1丁目7	
	幸町1丁目8	
稲毛海岸地区	稲毛海岸1丁目	
	稲毛海岸3丁目 稲毛海岸4丁目	

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、「ちは・まち・ビジョン(立地適正化計画)」に定義される居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。

～その他の転居に関する補助金について～

市内に居住する親世帯とこれから同居・近居を行う子育て世帯の方へ(三世帯同居・近居支援事業)

離れて暮らしている三世帯の家族が、これから市内で同居または近隣(直線で1km以内)に居住する場合に、必要な費用の一部を助成します。事前の手続きが必要です。要件等詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 千葉市 保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課

☎ 043-245-5166 ✉ korei.HWS@city.chiba.lg.jp

